

議案第 18 号

おいらせ町公園条例の一部を改正する条例について

おいらせ町公園条例（平成 18 年おいらせ町条例第 137 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町公園条例の一部を改正する条例

おいらせ町公園条例（平成18年おいらせ町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限等）

第7条の3 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。